

鈴鹿市訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(鈴鹿市事務決裁規程の一部改正)

第1条 鈴鹿市事務決裁規程(平成9年鈴鹿市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 部長 鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号。以下この条において「規則」という。)第18条第1項の表に規定する部長及び会計管理者をいう。 (9) 略 <u>(9)の2 局長 規則第18条第1項の表に規定する局長をいう。</u>	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 部長 鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号。以下この条において「規則」という。)第18条第1項の表に規定する部長、 <u>規則第18条の2第1項に規定する技術統括監</u> 及び会計管理者をいう。 (9) 略

(10)～(14) 略

(代決)

第11条 略

2 略

3 部長が不在のときは担当局長又は担当次長が、担当次長が置かれていない場合は課長が、その事務を代決する。

4 局長が不在のときは、室長がその事務を代決する。

5・6 略

別表第1（第5条関係）

文書関係共通事務専決表

事項	決裁権者	合議
1～3 略	略	略
4 实用帳票類の様式の制定及び改廃	<u>局長又は課長</u>	
5 文書の受理又は不受理の決定	<u>局長、課長</u> 又は出先機関の長	
6 文書の保存	<u>局長、課長</u> 又は出先機関の長	
7 定例又は軽易な一般文書（往復文書、内部文書その他の一般文書）の施行	<u>局長、課長</u> 又は出先機関の長	

(10)～(14) 略

(代決)

第11条 略

2 略

3 部長が不在のときは担当次長が、担当次長が置かれていない場合は課長が、その事務を代決する。

4・5 略

別表第1（第5条関係）

文書関係共通事務専決表

事項	決裁権者	合議
1～3 略	略	略
4 实用帳票類の様式の制定及び改廃	課長	
5 文書の受理又は不受理の決定	課長又は出先機関の長	
6 文書の保存	課長又は出先機関の長	
7 定例又は軽易な一般文書（往復文書、内部文書その他の一般文書）の施行	課長又は出先機関の長	

8	法令又は条例に基づく指令文書（許可、認可、確認、承認、証明等）の施行	局長、課長又は出先機関の長	
9	公示文書（告示（1の項に掲げる告示を除く。）及び公告）の施行	局長又は課長	総務課
10	所管管理公印の管理	局長又は課長	
11	行政手続法（平成5年法律第88号）等に基づく事務	(1) 略 (2) 審査基準及び標準処理期間並びに処分基準の設定 (3) 聴聞、弁明の機会の付与の実施	略 局長又は課長 局長又は課長
12	鈴木市情報公開条例（平	(1) 公開請求に対する決定 (2) 公開決定等の期間の延	局長又は課長 局長又は課長

8	法令又は条例に基づく指令文書（許可、認可、確認、承認、証明等）の施行	課長又は出先機関の長	
9	公示文書（告示（1の項に掲げる告示を除く。）及び公告）の施行	課長	総務課
10	所管管理公印の管理	課長	
11	行政手続法（平成5年法律第88号）等に基づく事務	(1) 略 (2) 審査基準及び標準処理期間並びに処分基準の設定 (3) 聴聞、弁明の機会の付与の実施	略 課長 課長
12	鈴木市情報公開条例（平	(1) 公開請求に対する決定 (2) 公開決定等の期間の延	課長 課長

成13 年鈴 鹿市 条例 第29 号) に基 づく 事務	長		
	(3) 公開 決定等の 期限の特 例に係る 決定	<u>局長又は</u> 課長	
	(4) 第三 者に対す る意見書 提出の機 会の付与	<u>局長又は</u> 課長	
	(5) 審査 請求に係 る鈴鹿市 情報公開 審査会へ の諮問	<u>局長又は</u> 課長	
13 個 人情 報の 保護 に関 する 法律 (平 成15 年法 律第 57号	(1) 個人 情報ファ イル簿の 登録、変 更及び抹 消	<u>局長又は</u> 課長	
	(2) 開示 、訂正及 び利用停 止等請求 に対する 決定	<u>局長又は</u> 課長	

成13 年鈴 鹿市 条例 第29 号) に基 づく 事務	長		
	(3) 公開 決定等の 期限の特 例に係る 決定	課長	
	(4) 第三 者に対す る意見書 提出の機 会の付与	課長	
	(5) 審査 請求に係 る鈴鹿市 情報公開 審査会へ の諮問	課長	
13 個 人情 報の 保護 に関 する 法律 (平 成15 年法 律第 57号	(1) 個人 情報ファ イル簿の 登録、変 更及び抹 消	課長	
	(2) 開示 、訂正及 び利用停 止等請求 に対する 決定	課長	

)に 基 づ く 事 務	(3) 開示 、訂正及 び利用停 止等決定 等の期間 の延長	<u>局長又は</u> 課長	
		(4) 開示 決定等の 期限の特 例に係る 決定	<u>局長又は</u> 課長	
		(5) 第三 者に対す る意見書 提出の機 会の付与	<u>局長又は</u> 課長	
		(6) 審査 請求に係 る鈴鹿市 個人情報 保護審査 会への諮 問	<u>局長又は</u> 課長	
14 行 政不 服審 査法 (平 成26		(1) 略	略	
		(2) 鈴鹿 市行政不 服審査会 への諮問	<u>局長又は</u> 課長	
		(3) 前2	<u>局長又は</u>	

)に 基 づ く 事 務	(3) 開示 、訂正及 び利用停 止等決定 等の期間 の延長	課長	
		(4) 開示 決定等の 期限の特 例に係る 決定	課長	
		(5) 第三 者に対す る意見書 提出の機 会の付与	課長	
		(6) 審査 請求に係 る鈴鹿市 個人情報 保護審査 会への諮 問	課長	
14 行 政不 服審 査法 (平 成26		(1) 略	略	
		(2) 鈴鹿 市行政不 服審査会 への諮問	課長	
		(3) 前2	課長	

年法 律第 68号)に 基づ く事 務	号に掲げ るもの ほか、軽 易な事務 処理に係 るもの	課長	
--	--	----	--

年法 律第 68号)に 基づ く事 務	号に掲げ るもの ほか、軽 易な事務 処理に係 るもの		
--	--	--	--

別表第2 (第5条関係)

人事関係共通事務専決表

事項		決裁権者	合議
1 出 張の 命令 、休 暇の 承認 並び に勤 務時 間等 の変 更及 び週 休日 等の 振替	(1) 略	略	病気
	(2) 理事 、局長、 次長及び 参事	部長	休暇 、介 護休 暇及 び介 護時 間に あつ ては 、人 事課
	(3)・(4) 略	略	
	(5) 前各 号に掲げ る職員以 外の職員	局長又は 課長	
2 時 間外 勤務	(1) 略	略	
	(2) 前号 に掲げる	局長又は 課長	

別表第2 (第5条関係)

人事関係共通事務専決表

事項		決裁権者	合議
1 出 張の 命令 、休 暇の 承認 並び に勤 務時 間等 の変 更及 び週 休日 等の 振替	(1) 略	略	病気
	(2) 理事 、次長及 び参事	部長	休暇 、介 護休 暇及 び介 護時 間に あつ ては 、人 事課
	(3)・(4) 略	略	
	(5) 前各 号に掲げ る職員以 外の職員	課長	
2 時 間外 勤務	(1) 略	略	
	(2) 前号 に掲げる	課長	

及び 休日 勤務 の命 令	職員以外 の職員		
3	略	略	略
4	パートタイム会 計年度任用職員の 通勤方法の確認	局長又は 課長	
5	工事等の監督命 令	局長又は 課長	

別表第3（第5条関係）

財務関係共通事務専決表

事項		決裁 権者	合議
1 工事（鈴鹿市 建設工事執行規 則（昭和41年鈴 鹿市規則第19号 ）第2条に規定 する工事をいう 。）の施行に関 する伺い及びそ の支出負担行為 （継続費及び債 務負担行為を含 む。以下同じ。 ）並びにこれら の変更（金額を	略	略	略
	1 件	局長	
	3,000 万円 未満	又は 次長	
	略	略	

及び 休日 勤務 の命 令	職員以外 の職員		
3	略	略	略
4	パートタイム会 計年度任用職員の 通勤方法の確認	課長	
5	工事等の監督命 令	課長	

別表第3（第5条関係）

財務関係共通事務専決表

事項		決裁 権者	合議
1 工事（鈴鹿市 建設工事執行規 則（昭和41年鈴 鹿市規則第19号 ）第2条に規定 する工事をいう 。）の施行に関 する伺い及びそ の支出負担行為 （継続費及び債 務負担行為を含 む。以下同じ。 ）並びにこれら の変更（金額を	略	略	略
	1 件	次長	
	3,000 万円 未満		
	略	略	

<p>変更する場合は、変更後の額による。3の項において同じ。)</p>		<p>変更する場合は、変更後の額による。3の項において同じ。)</p>	
<p>2 1の項の支出負担行為以外の支出負担行為のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、旅費、燃料費のうち車両用及び集中単価契約によるもの、修繕費のうち車両用、光熱水費、郵便料、電話料、負担金のうち扶助費分、扶助費、繰上充用金、償還金、利子及び割引料並びに繰出金</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、国民健康保険事業特別会計における款保険給付費及び国民健康保険事業費納付金</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、後期高齢者医療特別会計における款後期高齢者医療広域連合納付金</p>	<p>局長 又は 課長</p>	<p>2 1の項の支出負担行為以外の支出負担行為のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、旅費、燃料費のうち車両用及び集中単価契約によるもの、修繕費のうち車両用、光熱水費、郵便料、電話料、負担金のうち扶助費分、扶助費、繰上充用金、償還金、利子及び割引料並びに繰出金</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、国民健康保険事業特別会計における款保険給付費及び国民健康保険事業費納付金</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、後期高齢者医療特別会計における款後期高齢者医療広域連合納付金</p>	<p>課長</p>

3 1の項及び 2の項の支出 負担行為以外 の支出負担行 為及びその変 更	略	略	略
	1件 500万 円未 満	<u>局長</u> 又は 次長	
	略	略	
4 建物等の新 築等又は普通 財産の処分の 決定	略	略	略
	1件 500万 円未 満	<u>局長</u> 又は 次長	管財 課
	略	略	略
5～12 略		略	略
13 予算に定められてい る事務事業の請求		<u>局長</u> 又は 課長	
14 収入の調定		<u>局長</u> 又は 課長	
15 収入決定及び支出命 令		<u>局長</u> 又は 課長	
16 歳出予算の配当替又 は事業内流用		<u>局長</u> 又は 課長	
17 庁用車両、機械器具 、備品等の使用管理		<u>局長</u> 又は 課長	
18 入札予定価格及び最		<u>局長</u>	

3 1の項及び 2の項の支出 負担行為以外 の支出負担行 為及びその変 更	略	略	略
	1件 500万 円未 満	次長	
	略	略	
4 建物等の新 築等又は普通 財産の処分の 決定	略	略	略
	1件 500万 円未 満	次長	管財 課
	略	略	略
5～12 略		略	略
13 予算に定められてい る事務事業の請求		課長	
14 収入の調定		課長	
15 収入決定及び支出命 令		課長	
16 歳出予算の配当替又 は事業内流用		課長	
17 庁用車両、機械器具 、備品等の使用管理		課長	
18 入札予定価格及び最		課長	

低制限価格の決定	又は 課長	
19 入札及び契約保証金の徴収額の決定	局長 又は 課長	

備考 略

別表第4（第5条関係）

個別事務専決表

局 又 は 課	事項	決裁 権者	合議
略	略	略	略
図 書 館	(1) 略	略	
	(2) <u>特別整理期間</u> の決定	部長	
	(3)～(8) 略	略	
略	略	略	
こ ど も 育 成 課	(1) 略	略	
	(2) 子ども・子育て支援法の規定による教育・保育給付認定、施設等利用給付認定、 <u>乳児等通園支援給付認定</u> 、保育料算定等に関する事務	課長	
	(3)～(5) 略	略	
略	略	略	略

低制限価格の決定		
19 入札及び契約保証金の徴収額の決定	課長	

備考 略

別表第4（第5条関係）

個別事務専決表

課	事項	決裁 権者	合議
略	略	略	略
図 書 館	(1) 略	略	
	(2) <u>特別整理期間</u> <u>且</u> の決定	部長	
	(3)～(8) 略	略	
略	略	略	
こ ど も 育 成 課	(1) 略	略	
	(2) 子ども・子育て支援法の規定による教育・保育給付認定、施設等利用給付認定、保育料算定等に関する事務	課長	
	(3)～(5) 略	略	
略	略	略	略

商 業 振 興 課	(1) 商業の育成指導	課長	
	(2) 伝統産業会館の使用料の減免	課長	
	(3) 博覧会及び展示会の出品	課長	
	(4) ふるさと納税に関する返礼品事業者等の登録	課長	
略	略	略	
耕地課	(1)～(6) 略	略	
観 光 ・ モ ト ー ス	(1) <u>観光自動車駐車場の開設</u>	局長	
	(2) <u>観光自動車駐車場の使用料の減免</u>	局長	
	(3) <u>モータースポーツ振興等に関する計画及び実施</u>	局長	

商 業 観 光 政 策 課	(1) 商業の育成指導	課長	
	(2) 伝統産業会館の使用料の減免	課長	
	(3) 博覧会及び展示会の出品	課長	
	(4) ふるさと納税に関する返礼品事業者等の登録	課長	
	(5) <u>観光自動車駐車場の開設</u>	課長	
	(6) <u>観光自動車駐車場の使用料の減免</u>	課長	
	(7) <u>モータースポーツ振興等に関する計画及び実施</u>	課長	
略	略	略	
耕地課	(1)～(6) 略	略	

ポ ニ ツ 局					
略	略	略		略	
建	(1)～(18) 略	略		建	(1)～(18) 略
築 指 導 課	(19) <u>マンションの 再生等の円滑化に 関する法律</u> （平成 14年法律第78号） に基づく要除却マ ンションの認定等	課長		築 指 導 課	(19) <u>マンションの 建替え等の円滑化 に関する法律</u> （平 成14年法律第78号 ）に基づく要除却 マンションの認定 等
	(20)～(23) 略	略			(20)～(23) 略
住	(1)～(11) 略	略		住	(1)～(11) 略
宅 政 策 課	(12) <u>マンションの 再生等の円滑化に 関する法律</u> に基づ く <u>マンション再生 組合</u> の設立の認可 等	課長		宅 政 策 課	(12) <u>マンションの 建替え等の円滑化 に関する法律</u> に基 づく <u>マンション建 替組合</u> の設立の認 可等
	(13)～(16) 略	略			(13)～(16) 略

（鈴鹿市競争入札及び随意契約事務処理要綱の一部改正）

第2条 鈴鹿市競争入札及び随意契約事務処理要綱（平成15年鈴鹿市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(入札の執行準備)</p> <p>第2条 入札の執行準備は、次の方法による。</p> <p>(1) 入札を依頼する課等は、決裁済みの施行伺に基づき内申書（入札・見積依頼書）を作成し、<u>技術監理部技術監理契約課長</u>（以下「<u>技術監理契約課長</u>」という。）に入札執行の依頼をするものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(入札の執行準備)</p> <p>第2条 入札の執行準備は、次の方法による。</p> <p>(1) 入札を依頼する課等は、決裁済みの施行伺に基づき内申書（入札・見積依頼書）を作成し、<u>技術監理契約課長</u>に入札執行の依頼をするものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p>
---	---

(鈴鹿市不当要求行為等の防止等に関する規程の一部改正)

第3条 鈴鹿市不当要求行為等の防止等に関する規程（平成17年鈴鹿市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、副市長、危機管理部長、政策経営部長、総務部長、<u>技術監理部長</u>、地域振興部長、文化スポーツ部長、環境部長、子ども政策部長、健康福祉部長、産業振興部長、土木部長、都市整備部長、教育次長、消防本部次長及び上下水道局次長をもって組織する。</p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、副市長、危機管理部長、政策経営部長、総務部長、<u>技術統括監</u>、地域振興部長、文化スポーツ部長、環境部長、子ども政策部長、健康福祉部長、産業振興部長、土木部長、都市整備部長、教育次長、消防本部次長及び上下水道局次長をもって組織する。</p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市職員の機動的配置に関する要綱の一部改正)

第4条 鈴鹿市職員の機動的配置に関する要綱（平成26年鈴鹿市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長等 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第18条第1項に規定する部長及び会計管理者をいう。</p> <p>(2) 課長 鈴鹿市行政組織規則第3条に規定する課、<u>同規則第3条の2に規定する局</u>及び同規則第6条第1項に規定する会計課（以下「課」という。）の長をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長等 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第18条第1項に規定する部長、<u>同規則第18条の2第1項に規定する技術統括監</u>及び会計管理者をいう。</p> <p>(2) 課長 <u>鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第2条に規定する技術監理契約課</u>、<u>鈴鹿市行政組織規則第3条第1項に規定する課</u>及び同規則第6条第1項に規定する会計課（以下「課」という。）の長をいう。</p> <p>(3) 略</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。